

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
株式会社大宮測研	常陸大宮市下村田 677	4-000219

注) 業者番号「4ー」は県内建設コンサルタント業者の有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和3年10月7日 ～ 令和3年12月6日 (2か月)

3. 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事等

4. 事実概要

株式会社大宮測研は、令和3年9月22日に大子工務所が実施した03国補交安第03-04-899-0-051号02国補交安第02-20-808-A-051号合併防災道の駅測量設計業務委託の指名競争入札において落札者となりながら、技術者等の確保が困難であるとして契約を辞退した。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第2第15号ウに該当する。

<指名停止等措置要領別表第1>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ア、イ (略) ウ その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと知事が認めたとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当

茨城県水戸市笠原町978-6

電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)